

## 令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」企画提案仕様書

### 1 業務名

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」

### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

### 3 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費低迷の影響を受け、令和5年漁期産モズクの多くは加工業者や漁協等で冷凍保管され過剰在庫となっており、単価が下落し低迷した。

このまま在庫を抱えた状況で来漁期を迎えることになれば、生産現場では令和6年度分の減産調整を余儀なくされ、更なる単価の下落につながる。

そこで、モズク需要の底上げによって過剰在庫の解消につなげ、来漁期の安定したモズク養殖生産活動の確保と単価の回復を図るため、生モズクの消費促進活動の拡充や、「健康と美容」をテーマに、インフルエンサーの起用によるテレビやSNSでの情報発信など、全国規模のモズク消費拡大活動を実施する。

### 4 事業内容

「健康と美容」をテーマに、全国規模のモズク消費拡大活動を行うため、以下の取組みを実施する。

#### (1) プロモーションイベント活動

- ① 県産モズクの魅力や機能性等を広く周知するため、影響力の大きいタレント等を起用し、テレビやSNSを通じた情報発信及びPR活動等を実施する。
- ② 県産モズクの認知度向上及び消費拡大を図るため、「(2) 試食品開発」で開発した試食品を用いて、①で起用したタレント等を活用した首都圏での試食会等のイベントを2回以上実施する。

なお、イベント実施に際して、以下の内容を検討すること。

- ・ 首都圏の量販店等と連携した県産モズクに関するパートナーづくりを行い、事業終了後においても、安定した消費を喚起できるよう裾野を広げる
- ・ 消費者のニーズを的確に把握するため、アンケート等の実施を行う
- ・ 県産モズク関連商品の応募企画

#### (2) 試食品開発

県産モズク（生モズク）の新たな活用方法や新規販路開拓に資するため、以下の内容を考慮した試食品を4品以上開発する。ただし、各試食品が以下の全ての内容を満たす必要はない。

- ① 県産モズク（生モズク）の新たな活用方法であること
- ② 消費者や実需者のニーズを的確に捉えること
- ③ スーパー等デリカ商品としての活用を想定すること
- ④ 家庭での再現性を想定すること

### （3）報告書等の提出

#### ① 業務実施計画書

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 1部
- ・提出方法 : 印刷物及び電子ファイルを契約日から10日以内に提出すること

#### ② 委託業務報告書（公表予定）

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 5部
- ・提出方法 : 印刷物及び電子ファイルを業務完了後令和6年2月16日までに提出すること

#### ③提出先

〒900-0016

沖縄県那覇市前島3丁目25番地39号（沖縄県水産会館1階）

沖縄県漁業協同組合連合会 指導漁政課

## 5 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書は下記の構成で整理する。
  - ① 令和5年度の委託業務実施方針
  - ② 委託業務の実施方法
- (2) 委託業務内容は企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 委託業務内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

## 6 予算額

### (1) 委託上限額

提案にあたっては、以下の範囲内で見積もること。（ただし、消費税及び地方消費税を含み、この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

- ・プロモーションイベント活動等に係る経費 : 54,396,000円
- ・試食品開発等に係る経費 : 5,842,000円

注「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金

額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 食材費・輸送費
- ② 人件費、企画費等
- ③ 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
- ④ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする
- ⑤ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

## 7 事業費の積算

企画提案にあたっては、6(1)に記載された額を上限として事業費を積算すること。

## 8 委託業務の経理

- (1) 委託業務に係る経費の支出については領収書等の証明書類を保存し、委託業務終了後に証憑書類として写しを提出する。
- (2) 支出額及び支出内容について要件を満たさない場合は、委託料の支払いができない場合がある。
- (3) 委託業務に係る経費は会計帳簿などで整理し、その用途を明らかにしておくこと。
- (4) 支出内容に係る証明書類は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

## 9 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

次の者に契約の履行を委任又は請け負わせることはできない。

- ・ 本契約の公募参加者であった者
- ・ 指名停止措置を受けている者
- ・ 暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面

による県漁連の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県漁連と別途協議を行った業務。

## 10 成果物及び知的財産権の取扱い

- (1) 成果物の著作権及び所有権、知的財産権は、原則として委託元である県漁連に帰属する。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- (2) 成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- (3) 成果物については、県漁連がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
  - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。
  - ② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
  - ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許可を得ること。

## 11 その他の留意事項

- (1) 本件は、随意契約・企画競争方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び企画等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。
- (2) 事業の実施内容については、県漁連と十分な打ち合わせを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。

不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅延なくその旨を県漁連に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。
- (4) 県漁連との打ち合わせを行った場合は、その要点（議事、決定事項、検討事項等）をメモしてまとめ、速やかに県漁連へ提出すること。
- (5) 受注者は、本事業実施後、県漁連の求めに応じ事業実施結果等についての説明等に応じること。なおその際の、旅費、謝金等の支払いは発生しないものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び詳細、又は契約書に記載なき事項については県漁連と協議すること。
- (7) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講

ずることとする。